The year that the Map of Machiwarizu in Washu Koriyama was made

土平 博\*

Hiroshi Tsuchihira

#### I はじめに

全国には城および城下を描いた膨大な数の図が残されている。それらは、それぞれの目的や描写方法によって描写範囲が異なるために多様な体裁をもつ。城下絵図を分類・整理する方法として、矢守はい、(A)質的にも量的にも史料の伝存状態のよい個別城下の絵図群〈タテ〉の脈略をつけながら整理してゆく方法、および(B)諸城下の多種多様の絵図を〈ヨコ〉に並べて対比し、いわば城下絵図一般史の構築を目ざす方法などが考えられるとしている。描写範囲という観点から整理すると、城郭のみを描いた城郭図(城絵図)、城を含めた城下全体を描いた城下絵図、侍屋敷を描いた侍(武家、家中)屋敷図、町屋敷を描いた町屋敷図、ある特定の建物の配置を示すような指図などに分類できよう²)。後者の2つは、大縮尺で詳細な情報が盛り込まれていることが多く、描写方法による分類では平面図である。町屋敷の範囲において、町ごとに各屋敷地の間口・奥行・面積・所有者を記載したような町割図は、境界線が重要な意味をもつ場合もあるので、城下町の町割や屋敷地割などを復原しながらミクロな分析を進める際に貴重な資料と成り得る。このような図は、実際に測量をすることによって作成された実測図であって内容は精緻といえるが、絵画的要素は乏しくなるために、分類上「絵図」とすることは不適切である³)。

さて、大和郡山市の郡山城跡に位置する(財柳沢文庫には、近世の郡山城下各町を描く「町割図」が保存されている。郡山城下は、これまで町屋敷地内の道路や町割に大きな変化がみられなかったために、近世の町割を研究する上では注目すべき地域である。近世郡山の町割に関しては、建築学の立場からの報告がみられたがい、これまで地域的な空間を捉えた地理学での研究はみられなかったが。『大和郡山市史』がを含めたこれまでの数少ない成果は、「町割図」を用いて町割を復原することにはじまり、町の構造や屋敷地割の分析を行なって、それぞれの専門分野の立場から城下構造の解明にアプローチしたものであった。しかし、「町割図」そのものの資料的な意義については、十分な整理および検討がなされないままにある。そこで、本稿

では、とくに作成年代が不明とされる「町割図」の作成年代を明らかにする<sup>7)</sup> ことが目的であり、同時に作成年代が明らかな「町割図」を含めて再分類することも試みる。その方法としては、同文庫作成の『柳沢文庫収蔵品仮目録』<sup>8)</sup> の分類に基づいて「町割図」の現物を照合することからはじめ、作成年代が不明とされる図について、作成年代の明らかな図の記載内容や描写方法と比較検討しながら進めていく。

# II 郡山城下の町割と「町割図」の残存状況

郡山城下の町屋敷は、地子免除の内町と年貢地の外町によって構成されていた(第1表)。「大和郡山旧記」"によると、内町は、豊臣秀長の下で整備された魚町塩町(合わせて1町)、本町、堺町、藺町、奈良町、雑穀町、茶町、綿町、今井町、豆腐町、材木町、紺屋町、柳町(5丁あり、5丁目はのちに編入)の(旧来から13町<sup>10)</sup> とされてきた)17町と、それらの枝郷である鍛冶町・川中町(本町の枝町)、新町(茶町の枝町)、中町(雑穀町の枝町)、車町・新紺屋町(紺屋町の枝町)、矢田町(材木町の枝町)、洞泉寺町・北大工町(藺町の枝町)、西奈良口町(奈良町の枝町)の枝町10ヵ町を合わせた計27ヵ町であった。外町は、何和町、平野町、観音寺町、東奈良口町、野垣内町、高田町、外矢田町、南大工町、柳裏町、東岡町、西岡町、柳町6丁目、外5丁目の計13ヵ町であった。外町は、城下に隣接する柳町村、新木村、天井村、高田村、野垣内村、観音寺村、九条村の一部が割かれることによって成立した。本多氏が藩主であった寛永16年(1639)から延宝7年(1679)までの間に外堀の外側でも町が拡大し、近世では最も繁栄していたとされる。

また、享保9年(1724)の「町鑑」<sup>11)</sup>によると、町総数は40町で、地子免除の対象となる内町27町(魚町、塩町、鍛冶町、本町、堺町、新町、中町、藺町、奈良町、雑穀町、茶町、綿町、今井町、豆腐町、材木町、紺屋町、車町、新紺屋町、矢田町、洞泉寺町、北大工町、柳町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、西奈良口町)と、年貢地である外町13町(何和町、平野町、観音寺町、東奈良口町、野垣内町、高田町、外矢田町、南大工町、柳裏町、東岡町、西岡町、柳町6丁目、外5丁目)によって町屋敷が構成されている。さらに、安永6年(1777)の「郡山藩旧記」<sup>12)</sup>にも「大和郡山旧記」と同様の町が記載される。

郡山城下の町屋敷は寛永年間に成熟していたと考えられており、享保9年(1724)から明治 維新まで続いた柳沢氏の治世においては、寛永年間の盛期を上回ることはなかったとされる。

これらの町に関して、前掲の目録に記載される「町割図」は合計22ヵ町27点である(第2表)。 そのなかで、作成年代が記載されている図についてみると、天明6および7年作成の図が3点、 寛政2年作成の図が1点、寛政10年作成の図が4点である。その一方で、「控」とされている 図が19点もあり、その数は全体の7割を占める。しかし、現存する「町割図」は目録と一部異 なる。目録の基準に基づいて、現物を照合するとともに採寸を行ない、作成年代の有無によっ て天明期、寛政期、年代不明の3つに分類して、それぞれ「天明図」、「寛政図」、「控図」とし た(第3表)。現存する「町割図」は合計23ヵ町31点<sup>13)</sup>であった。目録と異なる点は、綿町の

第1表 和州郡山城下における町屋敷の町名

		<b>史料</b>	郡山惣町分日記	1000両座敷の両石	
町名		<u> </u>	(天正16年)	大和郡山旧記	呵 <u> </u>
	魚町		( <u>XIL</u> 10+)		(子体3十)
	塩町			l 🚡	
	鍛冶町		1	2	ă
	本 町			•	
	堺 町			ă	
	新 町			3	ă
	中 町			4	ă
	藺 町		•	ě	ě
	奈 良 町		•	ě	ě
内	雑 穀 町	[		ě	ě
	茶 町		•	ě	ě
	綿町		•	ě	•
	今 井 町	内		•	•
	豆腐町		•	•	•
	材 木 町		•	•	•
	紺 屋 町		•	•	•
	車 町	1		(5)	•
	新紺屋町			6	•
町	矢 田 町			7	•
m)	洞泉寺町			8	•
	北大工町			9	•
	柳町1丁目		( <b>•</b>	(•	•
	柳町2丁目		•		•
	柳町3丁目				•
	柳町4丁目				<u> </u>
	柳町5丁目	外		•	•
	西奈良口町	ļ	••••••••	<u> </u>	
	川 史 町	内	•••••	<u> </u>	
	何 和 町			•	•
	平野町			•	•
外	観音寺町	,, l		•	•
	東奈良口町	外		•	
	野垣内町				
	高田町				
	外矢田町		•••••	<u>V</u>	
	南大工町	内		•	
	柳 裏 町 東 岡 町		••••••		
町	東岡町西岡町				
	柳町6丁目	外			
	外 5 丁 目			X	
資料		 າ ⊩-	上和我以市史》 1966、『同		

資料) 『郡山町史』, 1953、『大和郡山市史』, 1966、『同 史料編』, 1966。

注) ①・②・①:本町の枝町、③:茶町の枝町、④:雑穀町の枝町、⑤・⑥:紺屋町の枝町、⑦:材木町の枝町、⑧・⑨:藺町の枝町、⑩:奈良町の枝町。外・内の区分は、それぞれ外堀の内側と外側を示す。

「寛政図」がもう一枚現存すること、目録に記載される中鍛冶町の図が現存しないこと、目録に記載される新中町の「寛政図」は、新町と中町で別々に現存すること、目録には記載されない藺町と奈良町の「寛政図」および柳町5丁目の「控図」が現存することである。大きさと形を各図で比較してみると、綿町の「寛政図①」のように短辺が710mmに対して長辺が3,260mmもある細長い図や、新町の「寛政図」のように短辺が930mmに対して長辺が1,180mmのかなり正方形に近い図もみられる。

これらの「町割図」と第1表に示した各町を対照させていき、その位置を第1図に示した。 天明・寛政年間には、柳町5丁目が内町に編入されていたと考えられるので、「町割図」が残存する地域は内町の範囲に限定される。

	名	年 代	町名	年 代
魚	町	天明6年9月改	新紺屋町	控
魚	町	寛政10年11月	雑 穀 町	控
本	町	天明7年9月朔日改	今 井 町	控
本	町	寛政 2 年12月	奈 良 町	控
本	町	控	豆腐町	控
北大	工町	天明6年6月改	鍛冶町	控
北大	工町	控	中鍛冶町	控
新口	Þ 町	寛政10年11月	矢 田 町	控
綿	町	寬政10年11月	堺 町	控
綿	町	控	車 町	控
柳 4	丁目	寛政10年11月	塩 町	控
柳 1	丁目	控	藺  町	控
柳 2	丁目	控	茶 町	控
洞 泉	寺町	控		

第2表 『柳沢文庫収蔵品仮目録』による「町割図」の一覧

資料) 『柳沢文庫収蔵品仮目録』, 1983。

注) 同目録の記載順に列挙。

第3表 「町割図」の作成年代と寸法

			寸 法 (mm)	
		天 明 図	寛 政 図	控 図
町名			寛政10年11月	
魚	町	1740× 840*1	1700× 920	
塩	町			2330× 900
鍛	冶 町			$2660 \times 1470$
本	町	3570× 920*2		3500× 930
堺	町			$3230 \times 1210$
新	町		1180× 930	
中	町		1380× 880	1410× 910
藺	町		2230× 960	2120× 940
奈	良 町		2050× 900	2030× 870
雑	穀 町			2280× 610
茶	町			2460× 860
綿	· 町		①3260× 710	3310× 710
			②3190× 700	
今	井 町			2950× 850
豆	腐 町			2950× 910
車	町			1840× 580
新制	甘屋 町			1340× 580
矢	田町			$3190 \times 1170$
洞身	表 寺 町			$1150 \times 950$
北ラ	ト エ 町	2040× 920*3		3060×1300
柳町	1 丁目			1460× 920
柳町	2 丁目			1440× 900
柳町	4 丁目		1990× 930	
柳町	5 丁目			2350× 880

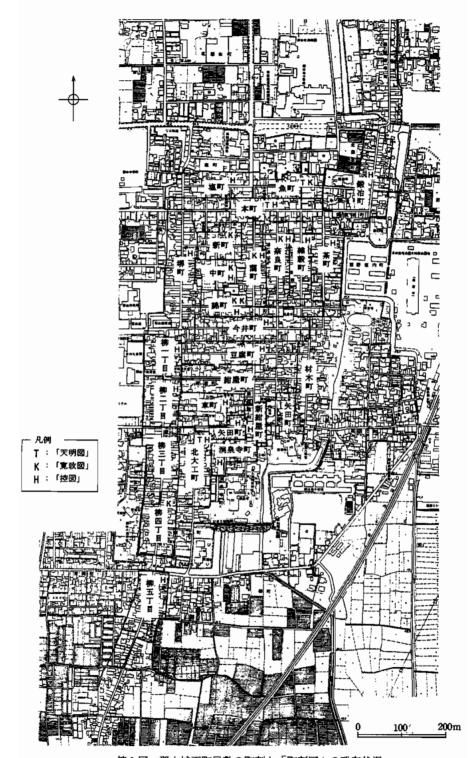
注) \*1: 天明6年9月改, \*2: 天明7年9月改, \*3: 天明6年6月改

三木・土平採寸

# Ⅲ 「町割図」の描写様式

# 1. 基本要素

各「町割図」とも、道路が中心におかれ、その全長および幅が記載されている。その道路沿いに間口をもつ屋敷地割が描写されていて、その屋敷地一筆ごとに間口、奥行、屋号、持ち主(借家等の区別も併記)等が記されている。郡山城下の各町には、水路である「立会溝」が巡らされ、それらは町界も兼ねていた。そのため、ほとんどの図には町界となる「立会溝」が描かれている。そのほかに、堀、門、火見櫓などが描かれる図面がみられる。



第1図 郡山城下町屋敷の町割と「町割図」の残存状況 資料)ベースマップは「大和郡山年計画図6」(昭和48年)を使用した。 注)町割は内町に相当する町を中心として、「町割図」が残存する町のみを示している。

#### 2. 方位と縮尺

全ての「町割図」には東西南北の方位が示されていて、基本的にその方位は四方位対視様式<sup>14)</sup>である。北大工町の「天明図」のみ文字の向きが外向きに記されているが、他の図は四方向き合いである。方位の字体は「天明図」と「寛政図」では異なる。「天明図」は細字であるのに対して「寛政図」は太字である。なお、「控図」に記される方位の字体は「天明図」に記された字体と酷似している。

縮尺について各図の数ヵ所で計測して割り出すと、約90分の1から約110分の1の間で数値を得ることができたので、これらの図が100分の1の縮尺を基準として作成されたとみてよい。

#### 3. 凡例

凡例は、北大工町の「天明図」を除く他の「町割図」に記されている。凡例の項目には、御 土居 (緑色)、御堀溝 (青色)、家中地 (肌色)、地子赦免地 (桃色)、除地 (橙色)、道筋 (黄色)、溝 (青色)、御年貢地 (赤色)、藪 (深緑色) が挙げられ、彩色が施されている。

とくに、注目したい凡例の項目は、屋敷地ごとに区分される地子赦免地と御年貢地であり、 記載順では地子赦免地が御年貢地よりも先に記載されていることである。前述のように、内町 の範囲は地子赦免地とされていたが、鍛冶町、矢田町、柳町5丁目の「控図」によると、地子 赦免地と年貢地が混在していることがわかった。また、北大工町の「天明図」には、凡例の記 載はないが、各屋敷地に地子赦免地または年貢地の区分が文字で表記されているので、地子赦 免地と年貢地の混在を確認することができる(第3図参照)。また、北大工町において、年貢 地は町内の南側に集中する傾向にある。鍛冶町、矢田町、柳町5丁目、北大工町のような内町 の縁辺部は、城下の構成上、形式的に内町とされる地子赦免地であったが、実質的には年貢地 が混在する地域であり、城下町の内側から外側への遷移部と位置づけることができよう。

さて、各「町割図」に記載される凡例の項目とその順列を第4表に整理した。これによると、凡例の項目順には一定の規則的なパターンをもっていることが理解できる。地子赦免地を第1に表記している。しかし、土居、堀・溝、家中地が描かれる「町割図」では、これらが地子赦免地よりも先に表記されている。第2には、町の骨格となる溝と道筋が挙げられている。道筋よりも溝が優先されている例が多い。図に堀が含まれる場合には、溝は堀とともに併記されてしまうために、溝があらためて表記されることはない。但し、除地を含む図では、それが道筋や溝よりも先に表記されている。そして、最後に御年貢地や藪が表記されている。これらの基本的な記載順序とは全く反対になる中町の「寛政図」や、この規則的なパターンをとらない柳町4丁目の「寛政図」は例外である。各屋敷地の大きさとともに地子赦免地であるか否かとすることが、この図が示す最も重要な要素である。したがって、この図のねらいの一つは課役免除の地を指し示すことにある。

第4表 各町割図に記載される凡例の順列

		247 T	御	御	<u>-</u>	44h		<b>J#</b>	- <del></del>	2 <del>2</del> m	<u> </u>
		凡例	御	御	家	地 子	除	溝	道	御	薮
			±	堀	中	赦				年	
図名						免			4-4-	貢	
		_	居	溝	地	地	地		筋	地	
天	魚	町				1	2	4	3		
明	本	町	1	2		3	4		5		
図	北大工	町									
	魚	町				1	2	3	4		
寬	新	町				1	2	3	4		
兄.	中	町				3		2	1		
政	藺	<b>E</b> T				1		2	3		
収	奈 良	町				1		2	3		
l sort	綿町	1				1		2	3		
図	綿町	2				1		2	3		
	柳町4丁		2	4		5	3		1		
	塩	町	2	1		3			4		
	鍛 冶	町	1	2		3	4		5		
	本	町	1	2		3	4		5		
	堺	町	1	2		3			4		
	中	町				1		2	3		
控	藺	町				1		2	3		
	奈 良	町				1		2	3		
	雑 榖	町				1		2	3		
	茶	町				1	3		2		
	綿	町				1		2	3		
	今 井	町				1	2	4	3		
	豆腐	町				1	_	2	3		
	車	町				1	2	3	4		
	五 新 紺 屋	町				1	_	2	3		
	发 田	町				1	2	3	4	5	
図	スロー 日 洞泉寺	町			1	1	2	4	3	J	
	北大工	町			1	1	2	2	3	4 ?	
	柳町1丁		1	9		3		2		4:	
				2					4		
			1	2		3			4	•	7
	柳町5丁	_ <u>目</u>	1	2		3	4		5	6	7

注)表内の数字は、各図とも右からの順列を示す。

# 4. 作成の責任者

「天明図」および「控図」には、作成に携わった責任者の記載は全くみられないが、その一方で、7点の「寛政図」にのみ、その責任者が記載されている。第3表に示した綿町①、同②、

奈良町、魚町、新町、中町、柳町4丁目の図には、共通して、

取調人 堺町年寄

本町年寄

山形屋嘉兵衛

同

奈良屋庄三郎

同

豆腐町先年寄 井筒屋新右衛門

の3名が連記され、続いて各々に町の年寄名が加えられている。但し、藺町の「寛政図」では これらの作成責任者をみることはできないが、代わりに明治20年8月改正時の町総代森谷六三郎と同議員園崎勝春の2名の記載がある。それらは明治期の加筆・修正の際に消されてしまった。

# IV 作成年代別の分類とその再検討

Ⅱにおいて「町割図」を3つのグループに分類したが、天明期または寛政期と明確に判別できる図の数は全体の3割程度にすぎない。両者に属さない残りの図を「控図」としてきたが、IV、Vでは「天明図」、「寛政図」と関連づけて、「控図」の作成年代について検討する。

#### 1. 「天明図」

前述のように、天明6または7年に作成されたとする「天明図」は魚町、本町、北大工町の3点である。そのうち、本町および魚町の図には彩色が施されているが、北大工町の図は未彩色であり体裁も異なる。方位の記載についても、この北大工町の図のみが異なる。描写方法などから推測すると、北大工町の図は、彩色の図が作成される段階で下図として作成されたものではなかろうか。但し、彩色が施された北大工町の図は現存しない。

# 2. 「寛政図」と寛政10年の検地帳

第3表に示した魚町、新町、中町、藺町、奈良町、綿町①、同町②、柳町4丁目の「町割図」には寛政10年の記述があることから、これが作成年代と考えてよい。前述のように藺町の「寛政図」は明治期に大幅な加筆・修正がなされたとしたが、寛政10年の表記が他7点と同様に残されている。

これらの「町割図」と関連する史料として、柳町1丁目および柳町4丁目の「検地改留帳」 が現存する。「検地改留帳」の末には、

右者貞享三年間数帳并町々所持之間数帳相見合有形之間尺古間六尺五寸棹を以て此度御役 人中御立合之上相改候處如斯御座候以上

とある。その後に、「寛政図」に記載される責任者3名と同じ名前が続く。

柳町4丁目の「寛政図」と「検地改留帳」から屋敷地の屋敷主、間口、奥行の記載内容を照合した。記載内容は両史料間で完全に一致するために、「寛政図」が寛政10年の検地をもとに作成された図であることは明らかとなった。また、「検地改留帳」の記述によると、貞享3年(1686)に間数帳が作成されていたことがわかる。これに関して、すでに西岡町の「相究丁軒

帳」と雑穀町の「間数帳」の分析があるので<sup>15)</sup>、史料の存在は明らかである。この背景には、 貞享2年(1685)に本多忠平が郡山に入部したことが挙げられよう。本多氏の入封を契機に、 各町の屋敷地に関する詳細な調査が行われたのであろう。

「検地改留帳」には、何度かの加筆があるほかに付箋も多く、寛政期以後の屋敷地割の変更や屋敷主の交代も書き残されている。一部の「寛政図」にも明治期の加筆と付箋が多く付されているので、変更の都度、修正が加えられてきたと理解できる。藺町の「寛政図」にみられるような明治期の加筆・修正から判断すると、寛政10年以後、あらためて検地帳や「町割図」が作成されることはなく、これらが明治期に至るまで使用されたと考えられる。それゆえに、寛政期以後の屋敷地割の変化や屋敷地の所有者の変遷を伝える貴重な史料とも考えられよう。

# V 「控図」の作成年代

全体の7割程度を占める作成年代不明の「町割図」を「控図」としてきたが、それでは、これらがいつ作成されたものとみなすことができるのか。また、「控図」とするならば、どの図の控えと考えることができるのか。そこで、多くの「控図」の中からいくつかの図を挙げて検討することから、その作成年代に迫りたい。

#### 1. 付箋と修正箇所からの検討

目録によると、本町の図の1つに寛政2年とされるものがあるが、これは余白部に「寛政二年十二月和泉屋小右衛門改」の付箋がみられることを根拠にしているのであろう。しかし、この図は、他町の「控図」と体裁が酷似しているために、寛政2年以前に作成された可能性が高く、「控図」に分類してよい。すでに、この図は第3表において「控図」としておいた。

綿町、藺町、雑穀町、新紺屋町の4点には、図の完成後、改正された部分に付箋が付され、各付箋にはその改正の年月が記載されている。付箋の数とその記載年月を第5表に整理した。綿町の「控図」では天明8年4月の付箋が最も古く、寛政7年12月の付箋が最も新しい。藺町および雑穀町はいずれも寛政期の付箋が付されている。新紺屋町の「控図」には、天明7年3、9、11月の付箋が付され、その年代は天明期に限定される。魚町と本町の「天明図」では天明7、8年の付箋が最も古い。魚町の「天明図」には天明6年9月、本町の「天明図」には天明7年9月と、それぞれに作成年代の記載がみられることから、これ以降に改正された部分に付箋が付されていったとみてよい。

以上のことから、綿町、藺町、雑穀町、新紺屋町の「控図」は、「寛政図」の控えとしてみなすことはできない。これらの「控図」は、魚町の「天明図」と同じ時期に作成されたとみてよいのではないか。それならば、作成年代は天明6年から7年頃か。新紺屋町の「控図」には天明7年3月とする付箋が最も古いので、これらの4点はそれ以前の作成、つまり天明6年から7年のはじめにかけて作成されていた可能性は高い。

<u> </u>	¥	号	L	天			明								寛							政							不	合
	年				7		;	8		2		[ ;	3	4		5			(	ŝ				7				3		
	月		3	9	11	?	8	4	10	11	12	2	3	?	3	6	11	3	6	8	?	4	7	11	12	?	10	12	明	計
٠	綿	町						1			2	1			1				2					1	1				1	10
控	藺	町															3						1		1			1		6
100 M	雑!	穀町								1									1							1			1	4
Ø	新維	握町	1	1	1																									3
丟	魚	町					1		1									3									1			6
天明図	本	町				1							1	1	1	2				1	2	1								10

第5表 「控図」および「天明図」の付箋数・修正箇所とその記載年号

#### 2. 北大工町の「天明図」と「控図」

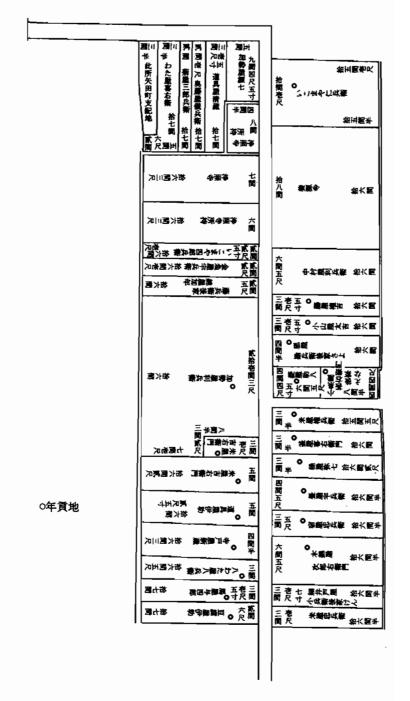
北大工町の「天明図」と「控図」を対照させながら検討する。各屋敷地とも屋敷地主、間口、 裏行が記載されており、記載される基本要素に大きな違いはみられない。但し、間口寸法の記載位置が「天明図」では各屋敷地のほぼ中央にあるのに対して、「控図」では道路に面している点が異なる。次に、これらの記載内容を「天明図」のものと比較した(第2図)。北西側1ヵ所の記載内容が異なる以外はほぼ一致している。「天明図」においては「赦免地」と記載されるの対して、「控図」では「御赦免地」と記載されていて、文字の記載が少し異なる。「天明図」と「控図」の記載内容がほぼ一致する<sup>16</sup>ことから考えると、「控図」は天明期に作成された可能性は高い。その一方で、北大工町の「天明図」にみられるように、未彩色で下書きと想定できるような図が他町で作成されていたとも考えられる。

### 3. 柳町1丁目の「検地改留帳」と「控図」

寛政10年に作成された柳町1丁目の「検地改留帳」から、記載順にしたがって屋敷地の間口と奥行の長さを読みとり、屋敷地割の復原を試みた。屋敷地数は東側に11筆、西側に11筆が並ぶ。このようにして作成を試みた復原図と「控図」を比較した(第3図)。西側で屋敷主が一致したのは、菊屋治兵衛、津国屋平兵衛、八木屋与市郎、田原屋次郎右衛門であった。東側では、木綿屋治兵衛、町家、米屋又七、そして、もう一ヵ所の町家であった。復原図での木綿屋治兵衛、丁字屋ちよは、「控図」ではそれぞれ木綿屋源兵衛、丁字屋新兵衛である。同様に比較すると、八尾屋久次郎の屋敷地は田中屋清七の3筆を合筆し、八尾屋又助の屋敷地は隣の加勢屋源太郎の屋敷地を取り込んでいる。

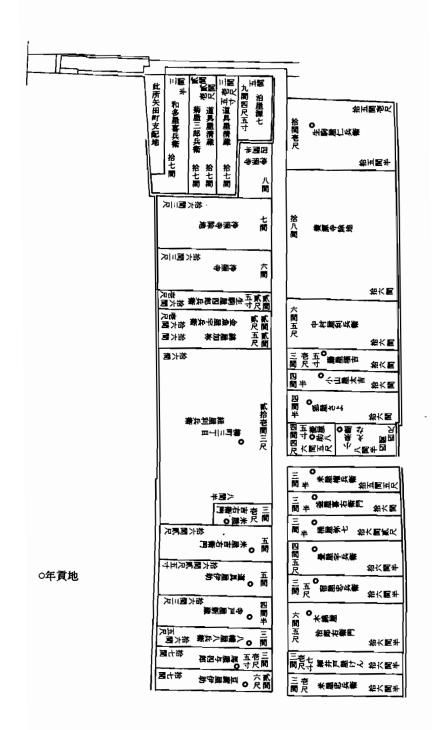
両者の屋敷地数を比較すると、「控図」に比べて、「検地改留帳」からの復原図では減少している。菊屋治兵衛から津国屋平兵衛までの屋敷地配列においても屋敷主に変化がみられる。以上のように、「控図」と「検地改留帳」の記載内容が異なることから、少なくとも「控図」は寛政10年の検地に伴う成果ではない。

注) 麦内の数字は付箋数を示す。



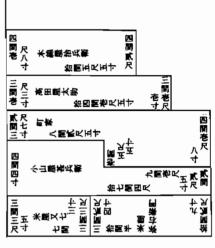
<天明図>

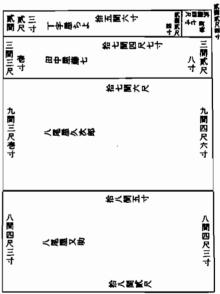
第2図 北大工町の「天明図」と「控図」 注)柳沢文庫所蔵。 屋敷地の間ロ・奥行に関する文字を中心に活字化。



<控図>

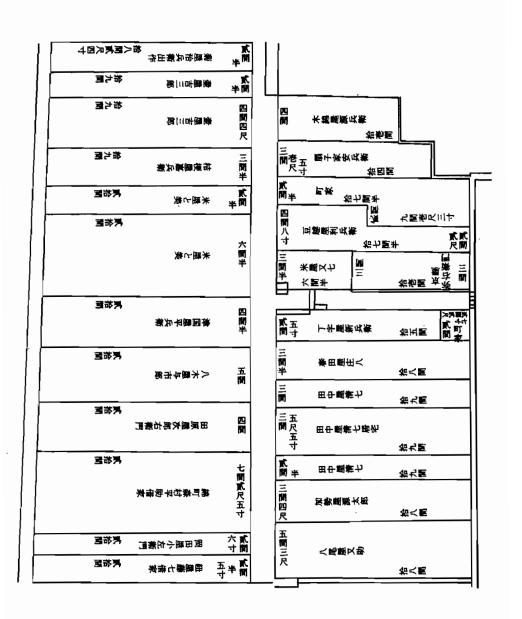
を入開 を開始 日本 一郎 日本	「「「関」   四間四尺度
所	間四尺貳
原代 美田屋在別 描代詞 副	
間 医肝腫田素 人物	<u>寸</u>
<u>؆                                     </u>	三間三尺
在	五
間	間貳尺
四	/\
四 開	四間半
五 間 巻	五間三寸
四四 四	四間四尺
七 タス 展 原 ス 予 会 面 画 が 男 本 男 本 男 本 男 本 男 本 男 本 男 本 男 本 男 本 男	七間貳尺六寸
多八 八杏酮能力 民花园 下头間	貮
	.,.
贰三五  耐尺寸 電光男   製料   大大	献間





# <寛政期復原図>

第3図 柳町1丁目の寛政期復原図と「控図」 注)柳沢文庫蔵。寛政期復原図は「検地改留帳」かち復原。 屋敷地の間ロ・奥行に関する文字を中心に活字化。



<控図>

### VI おわりに

第6表 町割図の再分類

分類	天	明	図	
町名	A	a	В	寛政区
魚 町	1			1
塩 町		1		1
鍛 冶 町		1		
本 町	1	1		
堺 町		1		
新 町				
中 町		1		1
藺 町		1		1
奈 良 町		1		1
雜 穀 町		1		
茶 町		1		
綿町		1		2
今 井 町		1 1 1 1		
豆 腐 町		1		
車 町		1		
新紺屋町		1		
矢 田 町		1		
洞泉寺町		1		
北大工町	}	1	1	
柳町1丁目		1		
柳町2丁目		1		
柳町4丁目				1
柳町5丁目		1		

注)表内の数字は点数を示す。

天明図Aは作成年代の記載があるもの、天明図aは天明図Aと同種であるが、作成年代の記載がないもの、天明図Bは下書き図と考えられるものを示す。

「控図」の付箋の記載内容および図の体裁から判断すると、「控図」が天明期に作成された可能性は高い。したがって、「控図」は「天明図」と同種のものと考えられる。但し、北大工町の「天明図」は、作成年代が天明期であるが、他2点の「天明図」と大きく体裁が異なることから、下書きとなった図ではないだろうか。「寛政図」は、寛政期の検地によって「検地改留帳」ととも作成された図であった。柳町1丁目の「検地改留帳」と「控図」を対照すると、記載内容は異なるので、「控図」が「寛政図」の控えとはいえない。

以上から、「町割図」を再度分類を試みると、第6表のように整理できる。「寛政図」は検地により作成されたことは明らかとなったが、それではそのわずか約10年前の天明期にも同様の図が作成されていたのはなぜか。寛政10年の「検地改留帳」の末に、貞享3年の間数を見直すために検地を行った経緯が記されている。この間、天明元、2、4、6、7年に大雨による洪水および凶作が続いて飢饉となり、城下では米騒動も発生していて、寛政期になると3、6、7、9年

に洪水または旱魃が頻発している<sup>17</sup>。天明期に連続する災害が要因となって屋敷地割や所有者に大きな変化がみられたために、藩は調査を実施して天明6、7年に「町割図」(「天明図」)を作成したが、その後も災害が続き各町内の屋敷地に変化がみられたので、寛政10年に検地を実施するのに伴って再度「町割図」(「寛政図」)を作成したのではないかと考えられる。

このように捉えるならば、矢守の、総城下絵図を作成する前段階として藩が各町に提出させたものであろうという指摘<sup>18)</sup>とは、絵図作成の目的という観点からみると異なってしまう。

欗町の「寛政図」にみられる修正・加筆および付箋の内容、「検地留改帳」に付される付箋の内容からみると、寛政期から幕末に至るまでの間には検地帳や「町割図」は作成されなかっ

たのではないかと考えられる。

[付記] 町割図の閲覧および撮影に際して、(財柳沢文庫には格別の御配慮を頂いたことに謝意を表したい。この調査にあたり、三木理史(本学助教授)・野崎清孝(本学名誉教授)両氏の協力を得た。本稿は、平成9年度の奈良大学研究助成を受けて調査を行なった成果である。

本稿の作成に先だって、第42回(平成11年度)歴史地理学会大会(於:立命館大学)で口 頭発表を行なった。

### 【注】

- 1) 矢守一彦「城下絵図史総説」, 地図情報12-1, 1992, 4-6頁。これ以前に、矢守が示した城下絵図の分類 方法として次のものが挙げられる。①『都市図の歴史 日本編』, 講談社, 1994, 82-88頁、②「城下絵 図の類別-とくに審用図について-」(藤岡謙二郎編『城下町とその変貌』, 柳原書店, 1983), 29-39頁。
- 2) 1つの城下町を対象にして、その図の描写範囲によって分類・整理を行なった報告として、例えば、金坂清則「小浜城下町絵図誌考」,地図情報12-1,1992,19-25頁がある。
- 3) 川村博忠『近世絵図と測量術』, 古今書院, 1992, 2-4頁。川村は、江戸時代にはさまざまな絵図が多く作製され、「絵図」という言葉が広く用いられてきたため、「絵図」は当時において地図一般を表す呼称であったかのような印象をあたえるが、絵図はあくまでも絵画的手法によって地物を表現した地図のことで、地図全般を指す言葉ではなく、より限定した意味で用いられるとする。
- 4) 東京大学工学部建築学科稲垣研究室「大和郡山城下町の住宅地形成の解析」, 関新住宅普及会住宅建築研究所、1994, 1-120頁。
- 5) これまで、矢守は城下町プランの研究を進める際に全国の城下町をとりあげている。大和郡山もそのなかに挙げられているが、あくまでも他城下町と比較するための1つの事例である(①『都市プランの研究一変容系列と空間構成一』 1970, 大明堂, 247-285、②『城下町のかたち』 筑摩書房, 1988, 107-202頁)。これまでの地理学での研究動向をふまえて、三木・土平・野崎が共同で柳沢文庫において「町割図」の撮影を行うことからはじめた。成果の一部は、三木理史・土平 博・野崎清孝「町割図からみた近世の和州郡山」, 奈良大地理4, 1998, 29-41頁に掲載済みである。比較的近年では、矢野司郎「近世譜代大名系城下町の一試論一大和郡山城下町を例として一」, 歴史地理学会奈良大会(於:奈良大学), 1992, 口頭発表がある。
- 6) 『大和郡山市史』, 大和郡山市役所, 1966, 299-326·792-804頁。
- 7) 前掲5) 三木・土平・野崎(1998)では、年代不明の図(「控図」)が天明期および「寛政図」の控えではなく、同時に、その作成年代は寛政5年以前の可能性が示唆されるとする一方で、この図が「寛政図」以後の作成である可能性もあるという2つの結果を示した。しかし、詳細な分析をする過程でこの結論を逆に批判するような結果が得られる可能性もあるとしておいた。
- 8) 財柳沢文庫編『柳沢文庫収蔵品仮目録』, 1983, 46-47頁。
- 9) 「大和郡山旧記」, 柳沢文庫蔵(柳沢文庫専門委員会『大和郡山市史 史料集』, 大和郡山市, 1966年, 252頁所収)。
- 10) 郡山惣町分日記,春岳院蔵(前掲9)166頁所収)。
- 11) 前掲6) 308-323頁所収。
- 12) 「郡山藩旧記」,大和郡山図書館蔵(前掲9) 254頁所収)。
- 13) 前掲5) 三木・土平・野崎(1998) では、「町割図」の点数を32としたが、本稿では体裁や作成経緯が全く異なる図1点を除き総数を31点とした。
- 14) 前掲3) 17, 24頁。
- 15) 前掲4) 76-80頁。

- 16) 他に、本町の「天明図」と「控図」の記載内容を検討しても、その内容はほぼ一致した。
- 17) 郡山町史編纂委員会編『郡山町史』,郡山町,373-393頁。
- 18) 前掲1) 6頁。